

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	不利益事実の不告知 [平成30年改正]	条例第20条第1号 ウ
内容	消費者が不利益となる事実を、故意又は重過失により告げなかつたことにより、消費者が誤認して締結した契約を消費者は取り消すことができる。	事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約その他の契約に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて別に定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行つてはならない。 (1) 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ウ 商品等に関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。
該当条文	<p>第4条第2項</p> <p>消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を<u>故意又は重大な過失によって告げなかつたこと</u>により、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>（以下省略）</p> <p>【参考】特定商取引法第6条2項</p> <p>販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。</p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	不安をあおる告知 〔平成30年改正〕	規則別表（第2条関係）（1）ナ、ノ
内容	社会生活上の経験が乏しく、社会生活上の重要な事項等に対する願望の実現に過大な不安を抱く消費者が不安をあおられ、自由な判断ができる状況に陥らせた状態でした契約について、消費者は取り消すことができる。	（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ナ 心理的不安の惹起（消費者の生命、財産、運命等の不安をあおるほか、消費者を心理的に不安な状態に陥れるような言動又は表示を行うことをいう。） ノ 不適格者への無配慮（消費者の知識、経験、財産、収入その他の状況に照らし、当該消費者が契約を締結するにつき十分な適格性を有しないことに配慮しないことをいう。）
該当条文	<p><u>第4条第3項</u></p> <p>消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p><u>第3号</u></p> <p><u>当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項</u></p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用 [平成30年改正]	規則別表（第2条関係）（1）ソ、チ
内容	消費者が契約の締結について勧誘を行う者に対して抱く恋愛感情その他の好意の感情を利用して締結した契約について、消費者は取り消すことができる。	（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、 又は契約を締結させる行為 ソ 恋愛感情の利用（消費者の恋愛感情を利用するこ ^ト とをいう。） チ 心理的負担の押しつけ（親切を装い、又は商品等を無償若しくは著しく低い対価で提供することにより、消費者に心理的な負担を負わせることをいう。）
該当条文	第4条第3項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。 第4号 <u>当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。</u>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	加齢等による判断力の低下の不当な利用 [平成30年改正]	規則別表（第2条関係）（1）ネ、ノ
内容	加齢や心身の故障による判断力の低下に付け込み、生計や健康等の維持についての不安をあおり、契約を締結しなければ現状の維持が困難であると告げて締結した契約について、消費者は取り消すことができる。	（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、 又は契約を締結させる行為 ネ 判断力の不足への無配慮（認知症その他の事情 による消費者の判断力の不足に配慮しないことを いう。） ノ 不適格者への無配慮（消費者の知識、経験、財 産、収入その他の状況に照らし、当該消費者が契 約を締結するにつき十分な適格性を有しないこと に配慮しないことをいう。）
該当条文	<p><u>第4条第3項</u> 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p><u>第5号</u> <u>当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関する現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。</u></p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	靈感等による知見を用いた告知 [平成30年改正]	規則別表（第2条関係）（1）ナ
内容	靈感等、合理的に実証することが困難な特別な能力により、このままでは重大な事態が生じるなどと消費者の不安をあおり、契約を締結すれば、確実に事態が回避できると告げて締結した契約について、消費者は取り消すことができる。	（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ナ 心理的不安の惹起（消費者の生命、財産、運命等に不安をあおるほか、消費者を心理的に不安な状態に陥れるような言動又は表示を行うことをいう。）
該当条文	<p><u>第4条第3項</u> 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p><u>第6号</u> <u>当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。</u></p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	契約締結前に債務の内容を実施等① [平成30年改正]	規則別表（第2条関係）（3）キ
内容	事業者が、契約により負う義務を消費者と契約を締結する前に実施し、原状回復を困難にした場合、消費者は、契約を締結したとしても、これを取り消すことができる。	（3） 条例第20条第3号に該当する行為には、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要する行為 キ 商品等の一方的提供による支払の請求（消費者の意に反して、商品等を提供し、その対価の支払を請求することをいう。）
該当条文	<p>第4条第3項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>第7号 <u>当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。</u></p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	契約締結前に債務の内容を実施等② [平成30年改正]	規則別表（第2条関係）（1）チ（3）力
内容	事業者が、契約により負う義務を消費者と契約を締結する前に実施し、原状回復を困難にした場合、消費者は、契約を締結したとしても、これを取り消すことができる。	<p>（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>チ 心理的負担の押しつけ（親切を装い、又は商品等を無償若しくは著しく低い対価で提供することにより、消費者に心理的な負担を負わせることをいう。）</p>
該当条文	<p>第4条第3項</p> <p>消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p><u>第8号</u></p> <p><u>前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。</u></p>	<p>（3）条例第20条第3号に該当する行為にあっては、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要する行為</p> <p>力 不当な心理的操作等（消費者を欺き、威迫し、又は困惑させることをいう。）</p>

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	過量な内容の契約 [平成28年改正]	規則別表（第2条関係）（1）又（2）キ
内容	事業者が、消費者にとって通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合、その勧誘により、消費者が締結した契約については、消費者は取り消すことができる。	（1） 条例第20条第1号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 又 次々契約（消費者がその意に反して契約を締結した後、当該契約を締結した事業者又は他の事業者が、当該消費者に対し、新たな契約の締結の勧誘を執ように行うことをいう。）
該当条文	<p><u>第4条第4項</u></p> <p><u>消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常の分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</u> <u>（以下、省略）</u></p>	<p>（2） 条例第20条第2号に該当する行為にあっては、次のいずれかの内容の契約を締結させる行為 　　キ 過量販売等（消費者が当面必要としない不适当に多量の商品等を販売し、又は提供することをいう。）</p>

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	重要事項の範囲 [平成28年改正]	規則別表（第2条関係）（1）工、力
内容	契約の取消事由となる、事業者の不実告知等の対象となる「重要事項」として、契約の目的物が消費者の生命、身体、財産等の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追記。	（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 工 商品の内容等の重要事項の虚偽告知（商品等の内容又は取引の内容、条件若しくは仕組み（以下「商品の内容等」という。）に関する重要な事項について、虚偽の事実を告げることをいう。） 力 商品の内容等の不利益事実の不告知（商品の内容等に関する重要な事項について、消費者にとつて不利益となる事実を告げないことをいう。）
該当条文	<p><u>第4条第5項</u></p> <p>第1項第1号及び第2項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項（同項の場合にあっては、第3号に掲げるものを除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの 三 前2号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情 	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	事業者が自分の責任を自ら決める条項 [平成30年改正]	
内容	消費者に対する事業者の損害賠償責任の有無の決定権を事業者に委ねる条項は無効とする。	
該当条文	<p>第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項 	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	消費者の解除権を放棄させる条項等 [平成28年改正・平成30年改正]	
内容	消費者が契約の解除を求める権利を放棄させ、又は、事業者に消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する契約条項は無効とする。	
該当条文	<p><u>第8条の2</u></p> <p>事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者に<u>その解除権の有無を決定する権限を付与する</u>消費者契約の条項は、無効とする。</p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	消費者の後見等を理由とする解除条項 [平成30年改正]	
内容	消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由として、事業者に契約の解除権を付与する契約の条項は無効とする。	
該当条文	<p><u>第8条の3</u></p> <p><u>事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。</u></p>	

【消費者契約法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	消費者の利益を一方的に害する条項 [平成28年改正]	規則別表（第2条関係）（2）ス (2) 条例第20条第2号に該当する行為にあっては、次のいずれかの内容の契約を締結させる行為 ス 消費者公序違反（消費者契約法第10条の規定により無効となる内容をいう。）
内容	信義則に反する契約条項は無効とする。	
該当条文	第10条 <u>消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたもののみなす条項</u> その他の法令中の公の秩序に関する規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。	

【特定商取引法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	電話勧誘販売における過量販売規制 [平成28年改正]	規則別表（第2条関係）（1）又（2）キ
内容	消費者にとって通常の分量等を著しく超えるものであることを知りながら締結した売買契約等について、事業者に対し、必要な措置を指示することができる。	（1） 条例第20条第1号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 又 次々契約（消費者がその意に反して契約を締結した後、当該契約を締結した事業者又は他の事業者が、当該消費者に対し、新たな契約の締結の勧誘を執ように行うことをいう。）
該当条文	<p>法第22条第1項</p> <p>主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、<u>当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>第4号</p> <p><u>正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの</u></p>	<p>（2） 条例第20条第2号に該当する行為にあっては、次のいずれかの内容の契約を締結させる行為 　　キ 過量販売等（消費者が当面必要としない不当に多量の商品等を販売し、又は提供することをいう。）</p>

【特定商取引法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	通信販売におけるファクシミリ広告への規制 [平成28年改正]	
内容	ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対する ファクシミリ広告の提供を禁止する。	
該当条文	<p><u>第12条の5第1項</u></p> <p><u>販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないでファクシミリ広告（当該広告に係る通信文その他の情報をファクシミリ装置を用いて送信する方法により行う広告をいう。第1号において同じ。）をしてはならない。</u></p> <p><u>（以下省略）</u></p>	

【特定商取引法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	訪問販売における禁止行為 [平成28年改正]	規則別表（第2条関係）（2）サ (2) 条例第20条第2号に該当する行為にあっては、次のいずれかの内容の契約を締結させる行為 サ 重要事項の虚偽表示(消費者に対し、その年齢又は収入その他契約を締結するうえで重要な事項を偽るよう唆し、当該事項を偽ることをいう。) 規則別表（第2条関係）（3）工 (3) 条例第20条第3号に該当する行為にあっては、次のいずれかの手段により、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を不當に強要する行為 工 資金調達の強要等(消費者を欺き、又は威迫して、当該消費者に資金を調達させることをいう。)
内容	訪問販売に関する行為であって、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定める勧誘行為を行った事業者に対し、必要な措置を指示することができる。	
該当条文	<p>法第7条第1項 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、<u>当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p> <p>第5号 <u>前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</u></p> <p>(参考) 法施行規則第7条 <u>法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>第6号 <u>訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>イ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。</u> <input type="checkbox"/> <u>ロ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>ハ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方でこれを勧誘すること。</u></p>	

【特定商取引法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	訪問購入に関する不招請勧誘の禁止 [その他平成24年改正]	規則別表（第2条関係）（1）ハ、ヒ
内容	訪問購入に関して、勧誘の要請をしていない消費者に對して勧誘をすること、勧誘を受ける意思の確認をしないで勧誘をすること、契約を締結しない意思を表示した消費者に対して勧誘をすることを禁止する。	（1）条例第20条第1号に該当する行為にあっては、 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、 又は契約を締結させる行為 ハ 意思確認のない勧誘（消費者に契約の締結の勧 誘を拒絶する旨の意思表示をする機会を与えず、 消費者の意に反して当該勧誘を行うことをい う。） ヒ 拒絶後の勧誘（消費者が契約の締結の勧誘を 受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示を しているにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘を行 うことを行うことをいう。）
該当条文	<p><u>第58条の6</u></p> <p><u>購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。</u></p> <p><u>二 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。</u></p> <p><u>三 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。</u></p>	

【特定商取引法】

改正消費者法と京都市消費生活条例及び同条例施行規則との対比表

	法の規定	条例・条例施行規則別表（第2条関係）の規定
項目	通信販売に関する承諾なしの電子メール広告の提供の禁止 [その他平成20年改正]	
内容	電子メール広告を承諾していない消費者に対する電子メール広告の提供を禁止する。	
該当条文	<p><u>法第12条の3第1項</u></p> <p>販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。</p> <p><u>(以下省略)</u></p>	